

令和7年度「ながさき水産業大賞」の実施について

1. 趣旨

長崎県水産業振興基本計画に沿って、地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を上げている漁業者・組織等を表彰することにより、個々の水産業経営改善意欲を助長するとともに、水産業・漁村の活力ある発展を促進する。

また、受賞された方の実績を広く県民へ紹介することにより、県民の水産業に対する理解を深め、水産業の大切さ等を伝える機会とする。

2. 表彰対象及び部門

先進的な活動を展開し、成果を上げた者（個人、経営体、組織又は地域）を、下の部門から表彰する。

（1）優良経営部門

- ①経営感覚に優れた収益性の高い経営を行っている者
- ②安定した収入のあるしごとと雇用を創出する経営を行っている者
- ③魅力ある商品づくりや輸出拡大等により収益性が向上した者

（2）技術革新・人材育成部門

- ①先進的な技術開発や技術普及に積極的に取り組む者
- ②後継者育成に積極的かつ継続的に取り組む者
- ③高度衛生管理等の流通体制の構築に取り組む者

（3）魅力ある漁村づくり部門

- ①資源管理や漁場の高度利用を率先して実践している者
- ②藻場の保全など漁場づくりに積極的に取り組んでいる者
- ③浜・地域の魅力を引き出す取組（海業等）を行う者

（4）特別部門

本県の水産業・水産物の認知度向上や消費拡大等に取り組む者

3. 推薦手続き

（1）市町による推薦

市町は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあっては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

（2）漁業協同組合による推薦

漁業協同組合は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、市町に提出する。市町は当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあっては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

(3) 漁業者団体等による推薦

各地区漁業士会、各漁協女性部、各漁協青壮年部等は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、市町に提出する。市町は当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあつては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

(4) 自薦による場合

自薦により参加を希望する者は、申込書（様式2-1、2-2）を所属する漁業協同組合又は市町へ提出する。申込書が提出された漁業協同組合はこれを市町に提出し、市町は当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあつては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

(5) 各振興局による推薦

各振興局は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、振興局長の意見書（様式3）を添付して、運営委員会へ提出する。

(6) 水産部各課・室及び総合水産試験場による推薦

水産部各課・室及び総合水産試験場は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、水産部各課・室長及び総合水産試験場長の意見書（様式3）を添付して、運営委員会へ提出する。

(7) 振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあつては県央・県南水産業普及指導センター）は、(1)～(4)で提出された推薦調書及び申込書に振興局長の意見書（様式3）を添付し、運営委員会へ提出する。

4. 推薦調書等の提出期限

振興局水産課（長崎、島原振興局管内は県央・県南水産業普及指導センター）への提出

令和7年7月11日（金）

5. スケジュール（予定）

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 審査会 | 令和7年 8月中旬開催 |
| (2) 運営委員会 | 令和7年 8月下旬開催 |
| (3) 表彰式 | 令和7年11月15日予定 |